

令和6年2月1日

お客様 各位

いみず野農業協同組合

令和6年能登半島地震被災者に対する 「リフォームローン」金利優遇について

このたびの令和6年能登半島地震の影響により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

いみず野農業協同組合では「令和6年能登半島地震」で被災された方への住宅修繕のご支援として、「リフォームローン」の金利優遇を開始いたします。

金利優遇の概要につきましては下記の通りとなっております。

詳しくは当JA支店もしくはローンセンターへお問い合わせください。

【金利優遇の概要】

優遇対象のローン	リフォームローン
お取扱期間	令和6年2月1日～令和7年12月31日まで もしくは限度額に達するまで
ご利用いただける方	射水市にお住まいもしくはお勤めの方で 令和6年能登半島地震により被害を受けられ、罹災証明書もしくは被災証明書をお持ちの方
ご融資金額	500万円以内
ご融資期間	10年以内
優遇期間・金利	借入日から5年間・基準金利から0.4%軽減 【令和6年2月基準金利1.98%→1.58%（固定金利）】
お使い道	①被災住宅の修繕 ②車庫、物置の修繕 ③太陽光発電システムの修繕 ④その他外構工事等
担保・保証	原則 富山県農業信用基金協会・三菱UFJニコス（株）・（株）ジャックスの内 いずれかの保証を受けていただきます

※お借入れに際しては、所定の審査がございます。

お問い合わせは JAいみず野ローンセンター ☎0120-307-132
もしくはお近くの支店まで